

【投資信託】ワイジェイ FX の証券取引約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新	旧
<p>特定口座開設届出書および特定管理口座開設届出書記載事項の電磁的方法による届出</p>	<p>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項および同法第 37 条の 10 の 2 第 1 項または第 2 項、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 5 項および同令第 25 条の 8 の 2 第 7 項の規定の適用を受ける旨を、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号および租税特別措置法施行令第 25 条の 8 の 2 第 8 項に定める方法に基づき届け出ます。 また、上記規定の適用を受けるにあたり、「<u>第 4 章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款</u>」に基づき、上場株式等の保管の委託にかかる口座の設定を申し込みます</p>	<p>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項および同法第 37 条の 10 の 2 第 1 項または第 2 項、租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 5 項および同令第 25 条の 8 の 2 第 7 項の規定の適用を受ける旨を、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号および租税特別措置法施行令第 25 条の 8 の 2 第 8 項に定める方法に基づき届け出ます。 また、上記規定の適用を受けるにあたり、「<u>特定口座約款</u>」に基づき、上場株式等の保管の委託にかかる口座の設定を申し込みます。</p>
<p>第 1 章 総合取引約款 第 6 条 (有価証券の取り扱い)</p>	<p>(省略)</p> <p>4. お客さまの有価証券を保管する場合は、原則として他のお客さまの同銘柄の有価証券と<u>混合</u>して保管します。</p> <p>5. 前項によって<u>混合</u>して保管する有価証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>4. お客さまの有価証券を保管する場合は、原則として他のお客さまの同銘柄の有価証券と<u>混蔵</u>して保管します。</p> <p>5. 前項によって<u>混蔵</u>して保管する有価証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。</p> <p>(省略)</p>
<p>第 10 条 (免責事項)</p>	<p>1. 次に掲げる損害について、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p>2. 前項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、<u>当社の過失（重大な過失を除きます。）によりお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、または予見し得たかにかかわらず、特別な事情から生じた損害に関し、当社は一切責任を負いません。</u></p>	<p>次に掲げる損害について、当社は、当該損害の原因について故意または重大な過失がない限り免責されることとします。</p> <p>(省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第 11 条 (閉鎖)</p>	<p>(11) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が投資信託口座を存置することが不適切であると合理的に認めた場合。</p>	<p>(11) 前各号の他、やむを得ない事由により、当社が投資信託口座を存置することが不適切であると認めた場合。</p>

<p>第12条 (個人情報 の取り扱い)</p>	<p>当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が Web サイトにて別途公表する「<u>個人情報保護方針</u>」に従うものとします。なお、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」(以下「<u>犯収法</u>」)および金融商品取引法等の関連法令に基づき、お客さまの「<u>本人確認記録</u>」および「<u>取引記録</u>」を、当社にて最低10年間保管する必要があります。</p>	<p>当社によるお客さまの個人情報の取り扱い、利用目的等については、当社が Web サイトにて別途公表する<u>ところ</u>に従うものとします。なお、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」(以下「<u>犯収法</u>」)および金融商品取引法等の関連法令に基づき、お客さまの「<u>本人確認記録</u>」および「<u>取引記録</u>」を、当社にて最低10年間保管する必要があります。</p>
<p>第16条 (約款の変更)</p>	<p>1. 本約款は、<u>法令等の新設・改廃、行政機関・自主規制機関の規制等の新設・改廃または監督官庁の指示があったときその他業務上の必要が生じたときには変更されることがあります。</u></p> <p>2. 当社は、本約款を変更する場合、<u>民法第548条の4に基づき、変更する旨及び変更後の規定の内容並びに効力発生日を効力発生日までに、原則として当社の運営するWebサイトに掲載する方法により周知します。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>1. 本約款を含む一連の約款は、<u>法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときには変更されることがあります。</u></p> <p>2. 変更の内容が、お客さまの従来の権利を制限するもしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、<u>その内容を通知します。この場合、所定の期日までに異議のお申し出がないときは、その変更にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p>3. <u>前項の通知は、お客さまへ電磁的な方法での連絡に代えることができるものとします。</u></p> <p>4. <u>第2項の通知は、変更の内容が軽微であると判断される場合は、当社ホームページ等への掲示による方法に代えることができるものとします。</u></p>
<p>第3章 保護預り約款</p> <p>第2条 (保護預り証券)</p>	<p>1. 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券の保護預り等については、法令や本約款の定めに従って行います。ただし、これらの証券でも当社の<u>合理的な都合</u>によりお預かりしないことがあります。</p> <p>(省略)</p>	<p>1. 当社は、金商法第2条第1項各号に掲げる有価証券の保護預り等については、法令や本約款の定めに従って行います。ただし、これらの証券でも当社の都合によりお預かりしないことがあります。</p> <p>(省略)</p>

<p>第3条 (保護預り証券の保管方法および保管場所)</p>	<p>(省略)</p> <p>(2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混合</u>して保管します。</p> <p>(3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申し出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と<u>混合</u>して保管することがあります。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>(2) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で<u>混蔵</u>して保管します</p> <p>(3) 保護預り証券のうち前号に掲げる場合を除き、債券または投資信託の受益証券については、特にお申し出のない限り、他のお客さまの同銘柄の証券と<u>混蔵</u>して保管することがあります。</p> <p>(省略)</p>
<p>第4条 (混蔵保管等に関する同意事項)</p>	<p>第4条 (混合保管等に関する同意事項)</p> <p>前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。</p> <p>(省略)</p>	<p>第4条 (混蔵保管等に関する同意事項)</p> <p>前条の規定により混蔵して保管する証券については、次の事項に同意いただいたものとみなされます。</p> <p>(省略)</p>
<p>第16条 (解約)</p>	<p>(省略)</p> <p>(2) お客さまがこの約款の<u>重大な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認め</u>たとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>やむを得ない事由により</u>、当社が解約を通告したとき。</p> <p>(4) 当社の指定する時点において、お客さまの口座において残高がなく、かつ、お取り引きがないまま5年間を経過しており、当社がお客さまに解約を通告したとき。</p>	<p>(省略)</p> <p>(2) お客さまがこの約款に違反したとき。</p> <p>(3) <u>お客さまがこの約款の変更</u>に同意されな<u>い</u>とき。</p> <p>(4) <u>やむを得ない事由により</u>、当社が解約を通告したとき。</p> <p>(5) 当社の指定する時点において、お客さまの口座において残高がなく、かつ、お取り引きがないまま5年間を経過しており、当社がお客さまに解約を通告したとき。</p>

<p>第20条 (免責事項)</p>	<p>1. 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、<u>故意または重大な過失がない限り</u>その責めを負いません。 (省略)</p> <p>2. 前項の規定は、お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、<u>当社の過失（重大な過失を除きます。）</u>によりお客さまに生じた損害のうち、<u>当社またはお客さまが予見したか、または予見し得たかにかかわらず、特別な事情から生じた損害</u>に関し、<u>当社は一切責任を負いません。</u></p>	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。 (省略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>第4章 特定口座に係る上場株式等保管委託約款</p> <p>第12条 (契約の解除)</p>	<p>(省略)</p> <p>(7) <u>お客さまがこの約款の重要な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認めたと</u>とき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(8) <u>やむを得ない事由により、当社がお客さまに解約を通告した</u>とき。</p>	<p>(省略)</p> <p>(7) <u>お客さまがこの約款に違反した</u>とき。</p> <p><u>(8)お客さまがこの約款の変更</u>に同意されないとき。</p> <p><u>(9)やむを得ない事由により、当社がお客さまに解約を通告した</u>とき。</p>
<p>第5章 累積投資取引約款</p> <p>第7条 (解約)</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) <u>お客さまがこの約款の重要な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認めたと</u>とき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>やむを得ない事由により、当社が解約を通告した</u>とき。</p>	<p>(省略)</p> <p>(3) <u>お客さまがこの約款に違反した</u>とき。</p> <p><u>(4) お客さまがこの約款の変更</u>に同意されないとき。</p> <p><u>(5) やむを得ない事由により、当社が解約を通告した</u>とき。</p>

<p>第6章 投資信託受 益権振替決 済口座管理 約款</p> <p>第17条 (振替決済 口座の閉鎖 等)</p>	<p>(省略)</p> <p>(2) お客さまがこの約款の重要な事項に違反し、当社がお客さまとの取引の継続が困難であると合理的に認めるとき。</p> <p>(削除)</p> <p>(3) やむを得ない事由により、当社が振替決済口座の閉鎖を通告したとき。</p>	<p>(省略)</p> <p>(2) お客さまがこの約款に違反したとき。</p> <p>(3) お客さまがこの約款の変更に同意されないとき。</p> <p>(4) やむを得ない事由により、当社が振替決済口座の閉鎖を通告したとき。</p>
<p>第20条 (免責事 項) 第20 条 (免責事 項)</p>	<p>1. 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、<u>当該損害につき故意または重大な過失がない限り、その責めを負いません。</u> (省略)</p> <p>2. 前項の規定は、<u>お客さまと当社との本約款に基づく契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合は、適用されません。この場合であっても、当社の過失（重大な過失を除きます。）によりお客さまに生じた損害のうち、当社またはお客さまが予見したか、または予見し得たかにかかわらず、特別の事情によって生じた損害に関し、当社は一切責任を負いません。</u></p>	<p>当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責めを負いません。 (省略)</p> <p>(新設)</p>